

に積み残しとなります。関係者には申し訳ないと思っておりますが、いざれにしても、肝の部分は今申し上げたところであります。やはりそれをあらかじめ団結をしておいて、国連安保理のある常任理事国が日本に攻め込んでくる日本の領海、領空を侵す、きつとした、彼らが意思を持ってやつてきたというときに初めて気がついて動くのではないと。あらかじめ、独裁的な水準というのは言論統制を見れば明らかですから、ここまで来たときにはそういうことがある、返り血が大きいからどうしようとか、その場でいろいろと考えるのではなくて、そのに向かっての順序立てをやはり政治はしていかなければ、これはやはり我々の貴い価値觀を守ることはできないと思つておりますので、外務当局の方々も、当然、防衛当局の方々も、経済産業関係の方々も、このことは肝に銘じていただいて、とりわけ林大臣にはこのことを強く要請して、残余の質問は次回に繰延べをさせてもらいます。

ありがとうございました。

○城内委員長 次に、太栄志君。

○太委員 神奈川十三区の太栄志でございます。

大臣を始め政府の皆さん、今本当にウクライナ情勢、大変緊迫する中での連日の御尽力、また御奮闘に心より敬意と感謝を申し上げます。

私は、本日、三つのこと、三つのテーマで御質問したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先日発表されました、ウクライナ国内外で既に一千万人以上避難されている方が出ている、国民の四人に一人がこういった情勢。本当に今無辜の市民が、命が奪われているこの状況、何とか我が国としてもしつかりと、まずは休戦、そして停戦合意へとしつかりと向き合つて、向かっていく、そのための我が国への貢献の在り方、そのことがまず一つ目。

そして二番目は、ウクライナ情勢がある中で

も、この東アジア、我が国周辺の国際情勢、大変緊迫しております。様々挑発行為も行われております。

そういう中で、三月の九日でした。韓国で尹錫悦新大統領が、五月からですが、誕生いたしました。未来志向で、日本との関係を、また、包括的に様々な課題がこれまでありますが、解決をしていこうといふ、そういう前向きな新しい大統領が誕生する中での我が国の安全保障あるいは外交政策というものを、大臣の御見解も問いたいと思っています。

そして三番目は、やはり日米同盟。

ウクライナ情勢、また様々、我が国の平和を守るためにと守つていく中では、やはり、日米の関係をしっかりと深化させていくこと、私、そのことはやはり基本だと思っております。

しかし残念ながら、前回も質問いたしましたが、この日米地位協定であつたり、あるいはその関連での環境補足協定ですね、できましたが、私の地元は米軍基地を二つ抱えております。そういう中で、残念ながら、前回も質問いたしましたが、この日米地位協定であつたり、あるいはその関連での環境補足協定ですね、できましたが、私がこのままでは改善していくことを何か改善していきたい。前向きな意味での議論をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど来ますが、本日、ゼレンスキーダ統領が我が国でのスピーチ、演説ということことで、本日八回目ということで、まさに今、世界から様々な形で、我が国のウクライナ情勢に対する、紛争に対する関わりというのが私は今見られておりましし、問われてゐると思っております。そういう意味でも、やはり日本の国家意思をいかに示していくのか、そこを是非とも外務大臣、先頭に立つて進めていただきたい。特に、この数日で大きく、特に口の関係の局面がどうか、フェーズが大きく変わりました。そういう意味でも、やはり国家意思を明確に示す、その視

点から本日も問わせていただきたいと思います。

まず、ウクライナ情勢。

二十一日、ロシア外務省が、北方領土問題を含む日ロの平和条約締結に向けた交渉を打ち切る、中断するというふうに発表しました。この問題、一九五六年の日ソの共同宣言からずつと平和条約締結に向けて日ロで様々積み重ねてきたことが、ついこうといふ、そういう前向きな新しい大統領が誕生する中での我が国の安全保障あるいは外交政策というものを、大臣の御見解も問いたいと解をお願いいたします。

○林国務大臣 ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為であります。明白な国際法違反であり、断じて容認できず、厳しく非難をいたします。

今回、今、太委員からお話のありました事態、これは全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しているものであります。それにもかかわらず日本側に責任を転嫁しようとする今般のロシア側の対応は極めて不当であり、断じて受け入れられず、強く抗議をいたします。昨二十二日ですが、こうした日本政府の立場をロシア側に伝達し、強く抗議をしたところでございます。

今般のウクライナ侵略については、我が国としては、国際秩序の根幹、これを守り抜くために、国際社会と結束して、引き続き毅然と行動していく考えでござります。

○太委員 昨日総理も、これは参議院でようか、強く抗議をしていく、ロシアに対してです。ね、そういう声明もありましたし、今大臣からもありました。また、外務省の方から駐日ロシア大使に対しても既に抗議をしたということなんですが、これは抗議をして終わりですか。

何か具体的な、この後具体的に聞いていきたいと思うのですが、大臣の御見解、どういった対処をしていくのか、リアクションをしていくのか、その点に関して御見解をお願いいたします。

○林国務大臣 今回の件につきましては、先ほど申し上げたように、断じて受け入れられず、強

く抗議をすると申し上げたとおりでございます。まさに、この今後の対応ということですが、今委員が冒頭おっしゃつていただいたように、ロシアによるウクライナ侵略、まだ続いているわけですが、ござります。これは、国際秩序の根幹を揺るがすことを始めとする普遍的価値を共有する各国とも結束ここで一方的にロシアの方から中止、打切りと言ふわれましたが、まず、その点に関して大臣の御見解をお願いいたします。

○太委員 大臣、是非とも、私、冒頭でも言いましたが、やはりもう局面が変わったと思っております。向こうから一方的に打切りということを言われました。本来、我が国からそういうふたつ、本来であれば様々な外交的なやり取りがあつてかかるべきだったと思ってるんですが。

○太委員 大臣、是非とも、私、冒頭でも言いましたが、やはりもう局面が変わったと思っておりました。向こうから一方的に打切りということを言いました。本来、我が国からそういうふたつ、本来であれば様々な外交的なやり取りがあつてかかるべきだったと思ってるんですが。

○太委員 大臣、是非とも、私、冒頭でも言いましたが、やはりもう局面が変わったと思っておりました。向こうから一方的に打切りということを言いました。本来、我が国からそういうふたつ、本来であれば様々な外交的なやり取りがあつてかかるべきだったと思ってるんですが。

○太委員 大臣、是非とも、私、冒頭でも言いましたが、やはりもう局面が変わったと思っておりました。向こうから一方的に打切りということを言いました。本来、我が国からそういうふたつ、本来であれば様々な外交的なやり取りがあつてかかるべきだったと思ってるんですが。

○太委員 大臣、是非とも、私、冒頭でも言いましたが、やはりもう局面が変わったと思っておりました。向こうから一方的に打切りということを言いました。本来、我が国からそういうふたつ、本来であれば様々な外交的なやり取りがあつてかかるべきだったと思ってるんですが。



けた上で、どう常任理事国のメンバーを拡大していくのか。我が國もそうです。韓国とか、あるいはインド、ドイツ、イタリア、東南アジア枠とか

アフリカ枠とか、そういったことを含めて、先ほど御見解をいただきましたが、様々な工夫をしながら、やはり我々がしっかりと見据えなきやいけないのは東アジアだと思つておりますので、そういつた意味でも、この点、引き続き御検討いただきたい。何とかさびを入れていただきたいと思つておりますので、お願ひいたします。

次に、こちら、確認させていただきたいんですが、今、中国の動きというのがまさにキーになつてくると思います、これから、いろいろな意味で。そういう中で、中国がロシアに軍事的な支援を行つた場合の対中制裁措置に関して、今、外務省としてどういった形でそこを見据えているのか、備えているのか、その点をお願いいたします。

○林国務大臣 今回のロシアによるウクライナへの侵略、これは歐州のみならず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であると考えております。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難をするところでござります。

この国際秩序の根幹を守り抜くために、国際社会が結束して毅然と対応する必要であります。まして、米国を始めとする同志国、G7等の同志国と連携して、中国に対しても責任ある行動を求めていく考えでございます。

制裁の実効性、これを確保していく上でも、関係国と連携して、適切に対応してまいります。その上で申し上げれば、いかなる事態に具体的にどう行動するかについては、個別具体的な状況を踏まえて検討されるべきであることから、予断を持つてお答えすることは控えたいと思ひます。いずれにしても、その時々の国際情勢、これを考慮するとともに、G7を始めとする国際社会と連携しつつ、総合的に判断をしていくことになると考えております。

○太委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。

ざいました。

いずれにしましても、中国の動き、しっかりと見据えながら、もちろん中国とどう共存していくのか、最大の貿易相手国であります。そこで、共存を見据えながらも、やはり今の軍拡の動きを我々としてはしっかりと頭に入れながら、特に中日との間に、離間していく、さびを入れてお願いいたします。

次、韓国の問題に移ります。

まず、先ほども言いました、新しい尹錫悦次期大統領、いよいよ五月からスタートなんですが、その中で、大臣の韓国の外交戦略上の重要性についての御見解、お聞かせください。

○林国務大臣 韓国でございますが、北朝鮮への対応を始め、この地域の安定にとって、日韓、また、日米韓の連携は不可欠であると考えております。日韓関係は、旧朝鮮半島出身労働者問題、また、慰安婦問題などによって、非常に厳しい状況にありますけれども、このまま放置することはできないと考えております。

日本と国との約束を守ること、これは国家間の関係の基本であります。日韓関係を健全な関係に戻すべく、日本の一貫した立場に基づきまして、尹錫悦韓国次期大統領を始め、新政権と緊密に意思疎通をしていく考えでございます。

○太委員 先日、大臣が、ホノルルで日米韓外相会談がありました、その中では日米韓三国による安保協力を進めていくと、うに約束されたと思いますが、では、どういった形で今安保協力が進んでいるのか、その点に関して教えてください。お願ひします。

○林国務大臣 この日米豪印、いわゆるクアッドでございますが、これは自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、ワクチン、インフラ、重要・新興技術、こうした幅広い分野で実践的な協力を進め、こうした取組でございまして、四か国の中では、地域に前向きな形で貢献していくとの重要性で一致しております。

その上で、これまで日米豪印の間では、参加国の実現に向けて、引き続き、様々な取組を通じて、ビジョンを共有するより多くの国々と一緒に連携を深めていきたいと考えております。

○太委員 大臣、ありがとうございます。

オーストラリアも入つてくると思うんですが、これはまさに、私は、様々、これまで日韓関係がなかなかうまくいっていない、この後またいろいろとお尋ねさせていただきたいと思っていますが、そういった中で、やはりクアッドに何とか韓国を私は入れていただきたいというふうに思つております。

一方、残念ながら、これは韓国国内でも、日本がクアッドへの韓国参加に消極的だ、そういう認識が広がつてゐると思っていますし、今朝の日経新聞にも出ていました木村先生、韓国問題専門家の方も、やはり日本はこれまでどうしてもクアッドの拡大による韓国参加に消極的な姿勢を見せてきた、これというのは結構大きな批判を浴びかねないという指摘もされております。

クアッド、もう少し、大臣、踏み込んで、是非ともこれ、私、障害は何もないと思います。是非とも日本の方からクアッドに韓国を引き込んでいたいということを、まさにインド太平洋の自由で開かれた国際秩序をしっかりとつくつて、中国の拡張にしっかりと対処していくということを含めて、そこはいい流れだと思っておりますので、もとよりこれが、私は、韓国がクアッドに韓国を引き込んでいたいと思います。

○太委員 ありがとうございます。

○林国務大臣 このクアッドはそもそも四という意味でございますので、なかなかクアッドのままでどうわけにいかないのかもしれません。

現時点で、韓国政府から我が国政府に対して、この日米豪印、クアッドへの参加の申入れはないわけございませんけれども、いずれにしても、我が国としては、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、引き続き、様々な取組を通じて、ビジョンを共有するより多くの国々と一緒に連携を深めていきたいと考えております。

○太委員 大臣、もう一度確認です。

そういう形で前向きにお話しいただきましたので、是非とも、私は尹次期大統領は参加したいという意向を表明していただけると思っています

が、そのときは、今までになかった、ですけれども、

も、あつた場合には、それじや、一緒にやつていい

けれども、大臣の御見解をお聞かせいただきたい。

お願いいたします。

○林国務大臣 まだ仮定の御質問でございますか

ら、あつた場合にどうこうというふうを申し上げる」とは差し控えたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、日米豪印の間で参加国組を通じて、ビジョンを共有するより多くの国々と一層連携を深めていきたいと考えております。

○太委員 大臣、ほかの国のいろいろな意向はあります。一方で、引き続き、様々な取組を通じて、ビジョンを共有するより多くの国々と一層連携を深めていきたいと考えております。

○太委員 大臣、ほかの国のいろいろな意向はあるかもしませんが、是非とも、我が國の方からも巻き込んでいく。名前はもちろん変えて進めていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○大和政府参考人 お答え申し上げます。

G S O M I A の拡充といふものが一体具体的にどういう提案になるのかといふのはちょっと私ども承知しておりませんので、コメントは差し控えたいと存じます。

G S O M I A は、二〇一六年十一月に署名され、その後、二〇一九年八月に韓国政府から終了通告があり、また、同じ年の十一月に韓国政府から同通告を停止する旨の発表があつたところであります。これも含めて、日韓の防衛当局問にはいろいろな課題がありまして、日本と韓国との間の防衛協力、交流には影響が及んでいるところで、一般的な関係は非常に厳しいものがあります。ただ、北朝鮮の核、ミサイルをめぐる状況を含めまして、我が国及び地域の安全保障環境が引き続き厳しさと不確実性を増す中にあって、日本と韓国の間、それから、日本とアメリカ、韓国の連携は重要なものであると考えています。

防衛省・自衛隊としては、韓国的新政権発足後も、引き続き、こうした諸課題への韓国側による適切な対応も含め、韓国側と意思疎通をしていく考えであります。

○太委員 ありがとうございます。

まさに、私は、防衛分野での信頼構築というのは物すごい、今、日韓では重要だと思つております。特に、二〇一八年、レーダーの照射事件がありました。それ以後、大分防衛当局間の信頼が揺らいでしまつて、だらこそ、もう一度このG S O M I A で、私としては、様々拡充してやついただきたい。こちらは、まさにいろいろ情報、機微情報を含めて扱うところでなかなが内容は言いづらいかもしませんが、いざにしましても、防衛同士の協力関係をもう一度築いていく、そういう信頼構築に向けて、

様々な取組を進めていただきたい。

これは民主党政権のときでした、二〇一〇年、一年頃、日米の統合演習に韓国軍が参加している、米韓の合同演習に自衛隊がオブザーバーとして参加するなど、安保協力がいい方向に向かつて、やはり向こうの方も、韓国側も、もちろんこれはアメリカの方からの招待があつた、そういう流れもあつたかもしませんが、様々また工夫をしながら、今、北朝鮮情勢、今年九回もいろいろな形でミサイルを撃ち込んでいます、そういうところも見据えながら取組を進めていただきたいと思いますので、引き続

きよろしくお願ひいたします。

もう一度大臣に、また別の話です。

駐日韓国大使との総理あるいは外務大臣の面会がずっと行われていないと思います、二〇二〇年十一月以降、おととし以降。この点に関して、なぜこういった状況なのか、御意見を教えてください。お願ひいたします。

○林国務大臣 日韓関係は、旧朝鮮半島出身労働者問題、また慰安婦問題などにより非常に厳しい状況にあるわけだと思いますが、先ほど申し上げましたように、政府としては、このまま放置する

ことはできないと考えております。

日韓関係を健全な関係に戻すべく、適時適切なレベルで意思疎通を図つております。今後もそのようにしてまいりたいと考えております。

○太委員 是非とも適切なレベルでの面会を進め、強化していただきたい。

また、これからいい未来志向で、もちろん様々な障害があるのは分かりますが、やはり何を今優先するかだと思っております。今、安全保障環境、大変厳しいです。そういう意味でも、もちろん、大臣先ほどおつやつておいたように、歴史問題、あるいは、この間の国同士の約束を、やはりここはこだわらぬきやいけないところだと思いつつも、包括的に様々な問題を解決していくこうというふうに今言つておりますので。

やはり、この数年間で大きく日韓の取り巻く環境は変わつたと思います。それはもちろん、北朝鮮の状況、ミサイル技術の発達を含めて、あります。中国のこれだけの軍事大国化がありますの

で、やはりそこは、我が国として、こちらから、もちろん歴史問題は大事ですけれども、それぞれに個別にしっかりと対応しながら、国の平和を守つていく、その点で、特に日米韓から始めていただいて、クアッドを拡大していくなど、そのことを進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ここはまた確認になりますが、新政権、間もなく誕生の中で、過去の韓国の政権交代に際して、引継ぎ期間に、双方、日韓が特使を派遣していたと承知しておりますが、実際、文政権のとき、二〇一七年、自民党の二階幹事長が特使として韓国を訪れていました。そういう意味で、この特使派遣に関してはこういった今準備をされているの

か、外務大臣からお願ひいたします。

○林国務大臣 特使でございますが、今、文在寅政権誕生のときは、御披露していただきましたけれども、その前の朴槿恵政権のときは、額賀日韓議連幹事長、そして、その前の李明博政権の誕生の

ときは森元總理がそれぞれ特使として訪韓されておるわけでございます。

我が国から韓国へのこうした特使の派遣を含めて、今後の日韓間の往来、会談等について、現時点では具体的に決まつてることはないわけでござりますが、先日の岸田總理と尹錫悦韓国次期大統領との電話会談でのやり取りも踏まえつつ、新政策とも適時適切なレベルで意思疎通をしていきたいと考えております。

○太委員 どうか引き続き、前へと進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと、ハイレベルの協議が、しっかりとこれを進めていただきたい。今まで、この間、局長級の会議だった、これを次官級あるいは閣僚級に、こちらも、是非とも、大臣の方のリーダーシップで、新しい、未来志向で今こそやるべきだと思つておりますので、先ほどそれぞれとおつやつたのでこちらだと思ひますが、是非とも進めていただきますようお願いいたします。

次、日米地位協定の話なんですが、先ほど申しあげておりますように、ウクライナ情勢を受け、改めて、我が国の平和の問題、国民的な意識も、相当皆さん不安も高まつていて思つております。そういう意味で、もう一度日米関係といふのを、私は足下からしっかりと固め直しをしていかなければいけないと思っています。

そのときに、残念ながら、日米の地位協定の環境補足協定の実効性について、様々問題があるといふふうに思つております。

二〇一五年に補足協定が締結されました。それによつて、残念ながら具体的な事件が起つたり事故があつたときには、しっかりと米軍も対応していただいております。一方、これまで、一年間に一回、例えば環境の汚染なんかの問題があつたときには、毎年のように環境省の方で立入検査ができておりました、そういうこともなかなかやり

特に、有害物質の流出などが、今、在日米軍が持たれている中で、特にPFO-SとかPFO-Aとか、これは今沖縄では相当深刻な問題だと聞いております。私の地元の神奈川県の県央地域の厚木基地あるいはキャンプ座間等がありますが、そこでも、私もこの前地元の方たちから、この問題、相当地域です、やはり不安ですというお話を聞きましたが、また、市役所でも、あるいは環境省さんからもこの地域の検査状況を聞きましたら、去年と、また一昨年と統いて、ほかの地域よりも二桁ぐらい違うんですね。私の地元の綾瀬市では二十六倍でした。このPFO-Sの検査、暫定目標値の二十六倍に当たる、こんな状況。

そこにに関して、是非とも、まずこちらも外務大臣にも、まさにそういう意味では、環境補足協定を新しく設けたこと、私はこのことは物すごい評価されることだと思っております。なかなか、地位協定というの、これは変えられないです。そういう意味で、前進して、岡田先生が外務大臣のときも様々御尽力いただき、そこからの流れの中できただけの協定だと私は思っておりますが、残念ながら幾つか現場では問題が起つていて、それに対して何らかのまた措置をしていかないといけないと思つております。

○林国務大臣 このPFO-Sをめぐる問題なども、そのいつた視点から、今、この実効性に関して、大臣の御見解、お願ひいたします。

○和田(有)委員 まさに、私はこのことは物すごい評価されることだと思っております。なかなか、地位協定というの、これは変えられないです。そういう意味で、前進して、岡田先生が外務大臣のときも様々御尽力いただき、そこからの流れの中できただけの協定だと私は思っておりますが、残念ながら幾つか現場では問題が起つていて、それに対して何らかのまた措置をしていかないといけないと思つております。

二〇一五年に締結されました環境補足協定でございますが、環境基準や立入りについて、法的拘束力を有する協定という形式で規定を設けたもの

でありまして、従来の運用改善とは質的に異なるものでございます。

川県も、先生がおっしゃるとおり超えている地点がございました。

環境省では、このPFO-S、PFO-A、暫定的な目標値を超えて検出された場合には、地方公共団体が対策を講じる場合の参考となります。対応の手引、これを策定し、通知をしております。

二〇二〇年四月の普天間飛行場における泡消火剤の漏出事故や、昨年六月の沖縄の陸軍貯油施設における水の漏出事故の際、これは政府、関係自治体及び米側で緊密に連携して、環境補足協定に基づき、施設に立ち入り、現場確認や水のサンプリング調査等を実施したところでございます。

政府としては、地元の方々の関心に応えられるようこうした枠組みが運用されていくことが重要であると考えております。施設・国内外の環境対策、これが実効的なものになりますよう

ようにこうした枠組みが運用されていくことが重要であると考えております。施設・国内外の環境対策、これが実効的なものになりますよう

ようにこうした枠組みが運用されていくことが重要であると考えております。施設・国内外の環境対策、これが実効的なものになりますよう

ようにこうした枠組みが運用されていくことが重要であると考えております。施設・国内外の環境対策、これが実効的なものになりますよう

ようにこうした枠組みが運用されていくことが重要であると考えております。施設・国内外の環境対策、これが実効的なものになりますよう

ます。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

今委員から御指摘ございましたように、令和元年度それから令和二年度、環境省が調査をしておられます、米軍厚木飛行場の近傍等の河川などから、水環境中の暫定目標値を超えるPFO-S等が検出をされているということです。

他方、この調査につきましては、暫定目標値を超過した原因であるとか、PFO-S等の排出源を特定したものではないというふうに承知をしておりります。

防衛省といたしましては、引き続き、関係省庁、それから関係自治体と連携をしながら、必要な対応を取つてまいりたいと思っております。

○森光政府参考人 お答えさせていただきます。

環境省は、先ほど先生の方から御紹介ありましたように、令和元年度及び令和二年度に有機フッ素化合物の排出源となり得る施設周辺の河川や地下水等を対象として調査を行いました。

その結果、令和元年度は百七十一地点のうち十

三都府県の三十七地点、令和二年度は百四十三地点のうちの十二都府県の二十一地点がその超過が認められているというところでございます。

神奈川県も、先生がおっしゃるとおり超えている地点がございました。

環境省では、このPFO-S、PFO-A、暫定的な目標値を超えて検出された場合には、地方公共団体が対策を講じる場合の参考となります。対応の手引、これを策定し、通知をしております。

神奈川県も、この通知に従いまして、追加的な調査、それから継続的な調査、そして人への暴露を防止するための、飲用に使わないといったようなことを指導して進めてあるところでございます。

環境省としても、それを押ししていくことです。環境省としても、それを押ししていくことです。環境省としても、それを押ししていくことです。

○太委員 どうもありがとうございました。

大臣からも御説明ありました。ですけれども、やはり、事故がないと、事故があつたら迅速に対応していただける、これは物すごい大事なことだと思いますよ。そういう意味では前進だと思います。

ですけれども、防衛省の方からも、特定できないと。それだったら、基地内を私はちゃんと調査すべきだと思いますし、明らかに基地から、私も現場を見ました、本当に百メートル、二百メートルですね。しかも、誰でも行けるところですよ、その川も。

やはり何かあつてからでは遅いです、これは。オミクロノ株のときもそうでした。やはり、この基地の方たちあるいは基地の周辺住民の方たちの理解を得ることは物すごい大事ですので、もう一度ここを。ずっと放置していて、これは誰が責任を取るのか。何とかこれは改善していただかなきゃいけませんし、私が言いたいのは、上位の機関、2プラス2で、オミクロノ株のときもそうでした。大臣、関わって、その中でしっかりと明文化規定する。立入り要請しても対応してくれなかつたときのためのそういう新しい規定を入れていただく。そのことに向けてどうか御検討いたしました、時間ですでの、これで終わります。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

本件補正予算の事業は、テロ発生地域や政情不安地域における邦人保護業務の拠点となる在外公館を対象としまして、外周壁の工事や自家発電機